

1. 計画改定の背景・目的 (素案 第1章：1～5ページ)

(1) 計画改定の背景

- 本市では、「自転車のまちづくり」を積極的に推進していくため、平成28年に「さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまはーと～」(以下、「第1次計画」という。))を策定しました。(計画期間：平成28年度～令和7年度)
- 第1次計画では、自転車の位置付けを明確化し、自転車利用の促進、歩行者の安全性の確保、本市の魅力と活力向上に資する取組を推進することで、計画期間の10年間に、自転車通行環境や駐輪場といったインフラ整備が進展するとともに、自転車の安全利用に対する市民意識の向上といった成果を上げてきました。
- 一方で、自転車事故死傷者数の減少幅の縮小や、自転車事故に占める高齢者の割合の上昇、高齢者を中心とした自転車利用者の若干の減少、ルール・マナー向上への市民要望の高まりといった問題への対応のほか、自転車を取り巻く環境の変化や政策動向への対応も求められています。

(2) 改定に当たっての考え方

- 第2次計画は、第1次計画の成果を踏まえつつ、10年間の自転車を取り巻く環境の変化や政策動向の変化に対応するとともに、「さいたま市総合都市交通体系マスタープラン」などの上位・関連計画とも整合を図り、市民が安全で快適に自転車を利用できる環境整備を進めるために策定するものです。
- 本計画は、自転車活用推進法に基づく「市町村自転車活用推進計画」として自転車施策の最上位計画であり、自転車施策を総合的に推進するための指針となるものです。

(3) 第1次計画の主な成果

- 第1次計画の推進により、自転車通行空間や駅周辺の駐輪場整備が着実に進展するとともに、交通安全教育や啓発活動を通じて市民の意識も高まり、自転車の安全利用が定着してきています。
- 国際大会等の開催による自転車の魅力の発信や、シェアサイクルの普及による利便性の向上により、「自転車のまち・さいたま」としての認知度も高まっています。
- 第1次計画で定めた3つの計画の目標(成果指標)は、達成に向けて概ね順調に推移しています。

自転車を取り巻く環境の変化

利用動向・環境の変化

- 第1次計画策定時からの自転車利用動向、環境の変化を検証
- 若年層から高齢者までの市民の約6割が幅広く自転車を利用
- 全国的な自転車利用の減少
- 5km未満の短距離移動で市民の2割はクルマを利用
- 人口増加が進む一方で、自転車事故死傷者数の減少傾向を維持
- コロナ禍前後で駐輪場の定期利用が減少し、一時利用のニーズが増加

施策の成果・効果検証

- 自転車通行空間や駐輪場といったインフラの整備が進展
- 交通安全教育や啓発活動の実施により、安全利用の市民意識が向上
- 本市の取組に対する市民の満足度の高まり
- 約5割の市民が自転車のルール・マナーに対して不満



自転車を取り巻く政策動向

制度改正等

- 【自転車活用推進法】**
・「第3次自転車活用推進計画」(令和8年度～)に向けた準備
- 【法改正・条例改正】**
・自転車まちづくりの基本理念や、市・利用者・事業者・市民等の責務の明確化
・道路交通法改正による罰則強化
・埼玉県条例による自転車保険への加入義務化
・自転車安全利用五則の改定、ヘルメット着用努力義務化
- 【政策動向】**
・脱炭素・カーボンニュートラル、DX政策等の進展

本市上位・関連計画

- 総合振興計画
- 総合都市交通体系マスタープラン
- スポーツ振興まちづくり計画



- 「さいたまクリテリウム」など世界的な自転車レースや「サイクルフェスタ」など市民参加型イベントを通じて、市内外に向けた情報発信と自転車に親しむ機会が拡大
- サイクリングマップやレクリエーションルートの整備により、観光やレジャー利用としての自転車の魅力を発信し、「自転車のまち・さいたま」としてのブランド力や市民の愛着が向上



サイクルフェスタの開催



- 学校や地域での自転車安全教室に加え、高齢者向け講習会や子ども自転車運転免許制度の実施により、幅広い世代で交通安全教育を推進
- 子育て世代を対象に自転車の安全利用を推進する「パパ・ママ自転車安全推進サポーター」を養成(令和7年3月末時点で計879名)



交通安全教室の実施



- 幹線道路や生活道路において自転車通行環境を整備し、延長は令和7年3月末時点で約232kmに到達
- シェアサイクルの普及が進み、令和7年3月末には市内のポート数は504か所となり、日常的な移動手段として利便性が向上



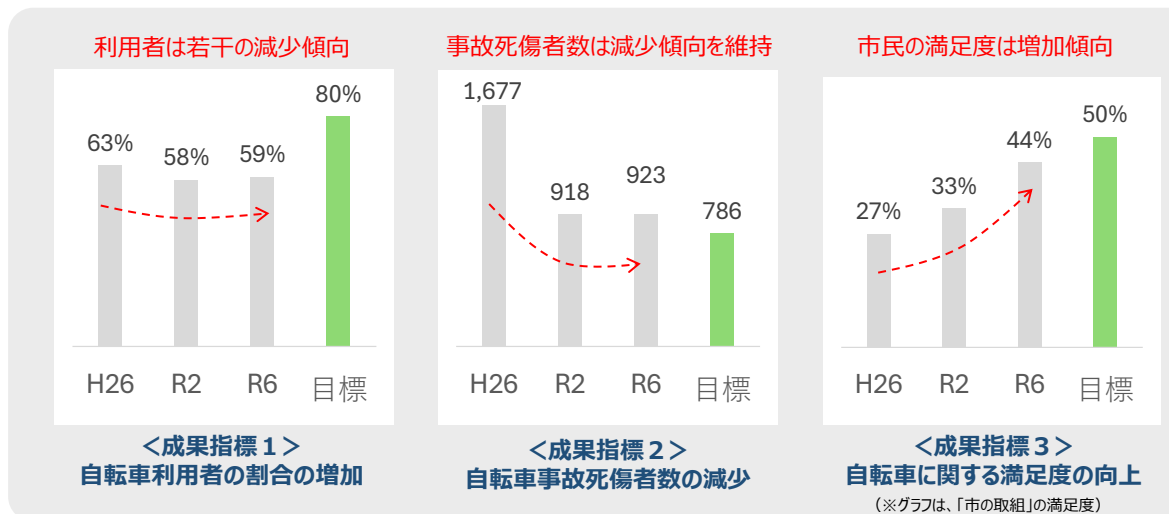
自転車通行環境の整備



- 条例に基づく駐輪場の附置や、駐輪需要が高い鉄道駅の周辺を対象とした民営駐輪場整備に係る補助金の交付等により、市民が安心して利用できる駐輪環境の整備が進展
- 放置自転車対策の進展により、撤去台数は大幅に減少し、まちの景観や歩行環境が改善



附置義務駐輪場の整備



第2次さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまはーと～(素案) について

2. 自転車利用の現状と課題 (素案 第2章：6～68ページ)

(1) 自転車利用の現状と課題

- 本市における自転車利用の現状を踏まえると、若者から高齢者、居住者から来訪者までのあらゆる人々に、通勤・通学、買物、観光、スポーツなど幅広い場面で自転車活用を促すとともに、自転車が移動手段以外に持つ健康面や環境面、経済面でのメリットを分かりやすく周知し、自発的な自転車活用につなげる必要があります。
- また、自転車が持つ都市交通手段としての有効性を最大限に発揮するためには、市街地における安全で快適な通行環境を面的に整備するとともに、手軽な移動手段としてシェアサイクルの一層の普及や公共交通との連携、交差点等の危険箇所への対策の検討が必要です。併せて、点ではなく面で捉えた需給バランスに基づく利便性の高い駐輪環境の整備も必要です。
- さらに、「歩行者、自転車、自動車等がお互いの立場を思いやる気持ち」というシェア・ザ・ロードの精神に則り、自転車利用者だけでなく、自動車ドライバーを含む道路利用者全体のルール・マナー向上に取り組んでいくことが必要です。
- これらの課題を踏まえて、第2次計画に位置付ける取組を最適化します。

	自転車利用の現状	課題
利用者・利用目的	<ul style="list-style-type: none"> 自転車は通勤・通学や買物など幅広く利用されているが、近距離でも自動車の利用が依然として多い 観光・レジャー等をたのしむための自転車利用は少ない 近年は高齢者や利用頻度の少ない層で自転車離れが進んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> 若者から高齢者、居住者から来訪者までのあらゆる人々に、通勤・通学、観光・スポーツ等の幅広い機会での自転車活用を促すことが必要 自転車が移動手段以外に持つ健康面や環境面、経済面でのメリットを分かりやすく周知し、自発的な自転車活用につなげる必要がある
通行・移動環境	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケートでは「移動がしやすいまち」への市民ニーズが高く、シェアサイクルの利用回数が伸びている 自転車事故死傷者数は減少傾向にあるが、近年は横ばいで推移しており、削減目標の達成には至っていない 高齢者の事故割合が高く、自転車が加害者となる対歩行者の事故も増加し、特に信号のない交差点での事故が多い傾向 	<ul style="list-style-type: none"> 都市交通手段の一つとして自転車を積極的に活用できるよう、面的な広がりを持った安全で快適な通行環境の整備が必要 手軽な移動手段としてシェアサイクルの一層の普及や公共交通との連携が必要 交差点等の危険箇所では、事故分析に基づいた具体的な対策の検討が必要
駐輪環境	<ul style="list-style-type: none"> 放置自転車の撤去台数は減少傾向にあるものの、依然として自転車の放置が発生している駅がある 駐輪場の稼働率にはばらつきがあり、駐輪場の偏在が生じている 	<ul style="list-style-type: none"> 放置自転車が多い区域では、関係機関と連携した指導・啓発が必要 点ではなく面で捉えた需給バランスに基づき、利便性の高い駐輪環境の整備が必要
ルール・マナー	<ul style="list-style-type: none"> 市民アンケートでは自転車利用者のルールが守られていないと回答する割合が高いなど、交通規範意識向上のニーズが高まっている 	<ul style="list-style-type: none"> 自転車利用者、自動車ドライバーを含めた道路利用者全体のルール・マナーの向上が必要

3. 計画の将来像と目標 (素案 第3章：69～80ページ)

(1) 計画の基本理念

- 自転車が多様な価値を持つ移動手段として近距離移動を支え、まちづくりや市民生活の質の向上に寄与するという基本的な考え方を踏まえ、第1次計画で基本理念を定めています。
- この基本理念は普遍的なものであり、自転車を取り巻く環境が変化しても有効であることから、第2次計画においても引き続き踏襲します。
- 行政だけでなく、市民・事業者などが協力し、全ての立場の利用者が新たなパートナーシップを築くことで、自転車を活用する機会を広げ、市民や事業者があらゆる場面で自ら自転車の利用を選択する社会の実現を目指します。

市民・事業者・行政が協働して、誰もが、交通ルール・マナーを守り、安全・安心に、そして、快適に自転車を利用できるまちづくりを進めます。

「誰もが」～全ての立場の利用者～

- 若者から高齢者、男性も女性も、居住者から来訪者、健常者から障がい者など全ての人々
- 通勤、通学、買物、余暇など全ての利用目的の人々
- 自転車利用者、歩行者、自動車利用者、それぞれの立場を配慮し、お互いを理解して尊重



(2) 将来像

- 将来像は、今後目指していく姿を明らかにしたものであり、市民や事業者、行政が共有するビジョンとして、基本理念と同様に第2次計画においても引き続き踏襲します。

人と環境にやさしい 安全で元気な自転車のまち さいたま

- ～スポーツ、観光、業務等による健康増進など「元気な暮らしを支える体力づくり」
- ～環境負荷の軽減など「快適を未来につなげるまちづくり」
- ～誰もがルールとマナーを守る「思いやりのある人づくり」
- ～自転車で走り、楽しさや喜びなど「風を感じる空間づくり」

(3) 計画の目標 (成果指標)

- 将来像の達成度を確認するため、第2次計画においても、「自転車利用者の割合の増加」、「自転車事故死傷者数の減少」、「自転車に関する満足度の向上」の3つを計画の目標 (成果指標) に設定します。

<成果指標1> 自転車利用者 (週1回以上) の割合の増加

日常の移動手段としての定着を目指します。 現況(R6) 59% ▶ 目標値 80%

<成果指標2> 自転車事故死傷者数 (人/年) の減少

市全体の自転車利用の安全性の向上を目指します。 現況(R6) 923人 ▶ 目標値 786人

<成果指標3> 自転車に関する満足度の向上

快適性、安全性への市民の満足度の向上を目指します。 現況(R6) 快適性:47% 安全性:39% ▶ 目標値 80%

ルール・マナー、情報提供、市の取組への市民の満足度の向上を目指します。 現況(R6) ルール・マナー:29% 情報提供:29% 市の取組:33% ▶ 目標値 50%

第2次さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまはーと～(素案) について

4. 施策方針 (素案 第4章：81～88ページ)

(1) 基本となる施策方針

- ・ 自転車を取り巻く社会情勢の変化や関連計画との整合、現状・課題、これまでの取組成果の評価などを踏まえ、行動主体（行政中心、市民・事業者）に着目して基本となる施策方針を設定し、第2次計画に位置付ける個別の方策を整理しました。
- ・ 第1次計画の将来像や基本理念を第2次計画でも踏襲することから、これまでの個別の方策は基本的に継続しつつ、近年のニーズや社会情勢の変化に対応するため、内容の拡充や新たな個別の方策を追加しています。
- ・ 基本となる施策方針に基づき、基盤整備と意識醸成の両面から多角的な取組を展開することで、自転車を活用したまちづくりを推進します。

<施策方針1> 自転車を利用しやすい環境の更なる整備 【行動主体：行政中心】

- ・ 第1次計画で得られた成果を踏まえて、多様なニーズや市民の要望に応えるため、未整備区間の整備や危険箇所対策、駐輪環境の充実、ルール・マナー啓発の取組を推進し、安全で快適な自転車利用環境を実現します。

1) 安心・安全な走行環境の整備

- ・ これまでに整備してきた通行空間を踏まえつつ、未整備区間の整備や危険箇所の重点的な対策など、効率的・効果的に自転車を利用できる環境を整備します。

2) 快適な移動環境、快適な駐輪環境の整備

- ・ シェアサイクルポートの設置拡大や公共交通との連携を図るとともに、これまでの放置自転車対策や駐輪場整備の成果を踏まえ、鉄道駅周辺の方面別の駐輪需要に対応した駐輪場の適正配置や、情報案内等の付加的サービスの充実などにより、利用者の利便性、満足度の向上を目指します。

3) ルール・マナーの浸透・定着

- ・ 若年層や高齢者をはじめとした幅広い世代へのルール・マナーの啓発に関する発信を強化し、交通反則通告制度やヘルメット着用の努力義務化といった社会情勢の変化に対応するとともに、効果的な周知啓発に向けた事故の傾向分析の深度化など、利用者のルール・マナーの遵守意識を高める取組を充実します。

<施策方針2> 市民・事業者等に自転車活用を促す取組の推進 【行動主体：市民・事業者】

- ・ 若年層や高齢者をはじめとした幅広い世代に対して、主体的な自転車活用を促す取組を推進します。

1) 意識向上・活用アイデア普及・姿勢を示す取組の推進

- ・ 啓発活動による意識向上の取組を発展させ、多様な主体が発信・参加する仕組みを構築し、日常生活での自転車利用の活性化を図ります。

2) 自転車活用の機運醸成・魅力向上・きっかけづくり

- ・ 市民イベント等での自転車の魅力を発信するとともに、近隣自治体と連携した観光や健康づくりの取組により、日常生活に根付いた自転車文化の醸成を促進します。

3) 自転車利用の機会を増やす取組の推進

- ・ 多様な世代や利用目的に応じて自転車の活用を促す支援等の取組を推進します。

(2) 重点方策の設定

- ・ 第2次計画では、自転車利用の課題や社会情勢の変化に的確に対応するため、特に、自転車事故死傷者数の減少や高齢者事故の防止につながる安全対策、新モビリティの登場や脱炭素の進展を踏まえた都市交通・まちづくりとの連携、くらしを豊かにする自転車活用の提案・発信や担い手の育成、の3つに重点を置き、関係する個別の方策を重点方策に位置付けることで、これまでの成果を基盤に、自転車まちづくりを積極的に推進します。

重点1 安全対策の強化

- ・ 危険箇所の重点対策、安全教育などの内容の充実・機会の増加による自転車関連事故の防止

重点2 まちづくりと連携した自転車通行・駐輪環境の整備手法の検討

- ・ まちづくりと一体での自転車の通行・駐輪環境の整備による自転車利用環境の最適化

重点3 くらしを豊かにするための自転車活用の提案・発信、担い手の育成

- ・ 自転車を媒介にした「生きがい・感動」を発見する機会の創出・情報発信による自転車利用の拡大

(3) 計画の柱

- ・ 第1次計画に引き続き、「たのしむ」、「まもる」、「はしる」、「とめる」の4つの施策を柱として、総合的に自転車を活用したまちづくりを進めていくことにより、将来像に掲げる「人と環境にやさしい 安全で元気な自転車のまち さいたま」の実現を図ります。

たのしむ



- ・ 自転車関連イベントの開催・支援、通勤や買い物等の日常から余暇まで自転車をより楽しめる環境づくりの推進、自転車活用の担い手の育成など、自転車でのたのしむ機運を醸成する取組
- ・ レクリエーションルートの整備やサイクリングマップの作成など、自転車のまちの魅力を高める取組

まもる



- ・ 自転車利用のルール・マナーの周知啓発、定期点検・保険加入に関する情報提供など安心・安全な自転車利用を推進するための取組
- ・ 自転車関連事故の分析による危険箇所対策や効果的なルール・マナー啓発方法の検討など、自転車関連事故の防止・抑制のための取組

はしる



- ・ 自転車道・自転車レーンの整備、交差点の安全対策など、自転車通行環境の整備を推進する取組
- ・ 近距離の移動における自転車の活用促進、シェアサイクルのエリア拡大、日常生活での自転車利用を促進する取組

とめる




- ・ 需給バランスに対応した駐輪場の整備、民間との連携強化など、駐輪環境の利便性を高める取組
- ・ 放置自転車の解消のための取組

第2次さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまはーと～(素案) について


5. 施策メニュー (素案 第5章：89～109ページ)

・ 本計画の施策は、個別方策を「たのしむ」、「まもる」、「はしる」、「とめる」の4つの施策の柱に体系化し、それぞれを組み合わせることで、一体的な自転車利用環境の構築を目指します。

「自転車での健康に！心も体もリフレッシュ。」
「自転車のまち」の魅力発信



「悲しい事故をゼロに…」
「自転車の安全な利用」の推進



施策の区分	行動主体		重点方策
	継続	拡充	
1 自転車でのたのしむ機運の醸成			
● ①-1 サイクルイベントの開催・支援	●		●
● ①-2 サイクルパーク(自転車文化醸成拠点)等の整備	●		
● ①-3 自転車活用・自転車のまちの情報発信の充実	●		●
● ①-4 自転車活用の担い手の育成		●	●
2 自転車のまちの魅力向上			
● ②-1 サイクリング等環境の充実	●		●
● ②-2 自転車を使った「たのしい」「健康な」くらしの促進	●		●
1 交通安全教育の推進			
● ①-1 幅広い世代への交通安全教室の実施	●		●
● ①-2 若い世代への交通安全教室の実施	●		●
2 正しい自転車利用の啓発			
● ②-1 ルール・マナーの意識啓発のためのサイン設置	●		
● ②-2 自転車保険加入、ヘルメット着用、自転車整備方法の周知・普及促進	●		
● ②-3 自転車安全利用の人材育成	●		●
● ②-4 自転車安全利用に関する広報・啓発	●		●
3 事故分析に基づく対策検討・実施			
● ③-1 事故分析に基づいた、危険箇所対策及び効果的なルール・マナー啓発ポイントの検討・実施	●	●	●

主な方策の取組内容

①-3 自転車活用・自転車のまちの情報発信の充実

- ・ SNSやイベントを活用した情報発信や、ガイドマップの整備などの取組を、市民・団体・企業と連携して効果的に推進



さいたまはーと FaceBook

①-4 自転車活用の担い手の育成

- ・ 自転車を通じた「生きがい・楽しさ・感動」を広げるため、スマートな活用方法のPRの推進や、地域や企業で自転車利用を実践・発信する人材の育成を促進



自転車活用の担い手の育成

②-2 自転車を使った「たのしい」「健康な」くらしの促進

- ・ 健康増進や環境負荷軽減、地域活性化を目的とした自転車利活用の促進や、健康寿命向上のための運動機会の創出などを検討



自転車を活用した健康事業の例

①-1 幅広い世代への交通安全教室の実施

- ・ 交通ルール・マナーの浸透を図るため、幅広い世代にライフステージに応じた交通安全教室を継続的に実施



交通安全教室の実施

②-4 自転車安全利用に関する広報・啓発

- ・ 交通マナー向上と事故防止のため、街頭での啓発活動や、セーフコミュニティ推進主体等と連携した広告媒体による周知・啓発、ドライバーへの安全啓発を推進



自転車安全利用の日の街頭啓発

③-1 事故分析に基づいた、危険箇所対策及び効果的なルール・マナー啓発ポイントの検討・実施

- ・ 事故の多い交差点や歩行者との衝突が懸念される区間を点検・改善し、事故事例の分析を踏まえた交差点改良や安全対策、啓発掲示などを推進



自転車事故の分析例

第2次さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまはーと～(素案) について

5. 施策メニュー (素案 第5章：110～128ページ)

はしる
「快適な自転車ライフ」の実現
「自転車って便利！」

とめる
「適正な駐輪」の推進
「モラルを持って！」

施策メニュー	施策の区分			行動主体		重点方策
	継続	拡充	新規	行政中心	市民・事業者	
1 自転車通行環境の整備						
● ①-1 自転車ネットワーク路線の整備	●			●		●
● ①-2 まちづくりと連携した自転車通行環境の整備			●	●		●
2 公共交通機関との連携						
● ②-1 シェアサイクルの利用促進・エリア拡大		●		●		●
3 自転車利用の促進						
● ③-1 サイクルサポート施設の認定・設置	●			●		
● ③-2 電動アシスト付自転車及び多様な自転車の利用啓発		●			●	
● ③-3 自転車通勤・業務等での自転車利用の促進		●			●	
● ③-4 災害時における自転車利用の推進		●			●	
1 駐輪場の利便性向上(利用しやすさ)						
● ①-1 駅周辺への駐輪場の適正配置及び効率的な運用の推進		●		●		●
● ①-2 交通結節点の環境整備(鉄道以外との連携)	●			●		
● ①-3 駐輪需要を生じさせる施設等の整備に併せた駐輪環境の整備促進		●		●		
● ①-4 駐輪場の利用者サービスの充実		●		●		
● ①-5 まちづくりと連携した駐輪場配置等の検討			●	●		●
2 放置自転車の解消						
● ②-1 放置自転車対策の実施	●			●		

主な方策の取組内容

①-1 自転車ネットワーク路線の整備

● 自転車交通量の多い路線や自転車関連事故の多い路線、新規整備路線などで、安全で安心な自転車通行環境の整備を実施



自転車通行環境の整備

①-2 まちづくりと連携した自転車通行環境の整備

● まちづくりと連携し、地域の実情に応じた自転車通行環境を整備するとともに、道路空間の再配分や周知・啓発により安全な利用を促進



整備前 整備後
道路空間の再配分

②-1 シェアサイクルの利用促進・エリア拡大

● シェアサイクルポートを拡充し、都心回遊やラストワンマイルの移動支援、事業者との協働による利用促進やエリア拡大、案内表示など利便性向上の取組を実施



シェアサイクルポートの拡充

①-1 駅周辺への駐輪場の適正配置及び効率的な運用の推進

● 自転車通勤・通学者の利便性向上のために、鉄道駅周辺での民間駐輪場整備に係る補助金の交付や、需給バランスを考慮した駐輪場の整備促進の検討



駐輪場の適正配置

①-5 まちづくりと連携した駐輪場配置等の検討

● まちづくりと連携し、地域の実情に応じた自転車利用環境や駐輪場配置、フリッジ駐輪場などの整備を検討



自転車等の走行抑制

②-1 放置自転車対策の実施

● 公共空間での放置自転車対策として、放置自転車が多い区域では、関係機関と連携し、啓発・指導を実施



自転車等放置禁止区域の設定

6. 今後のスケジュール

- 令和7年12月 まちづくり委員会報告
- 令和7年12月中旬～令和8年1月中旬 パブリック・コメント
- 令和8年3月策定